



森林経営管理制度に 関する説明会

福知山市

産業政策部 農林業振興課

目次

- 1 福知山市における森林の現状 . . . P1
- 2 森林施業の必要性 . . . P2
- 3 『森林経営管理法』について . . . P3
- 4 森林経営管理制度について . . . P4
- 5 森林環境税、森林環境譲与税について . . . P5
- 6 森林経営管理意向調査長期実施計画について . . . P6, 7
- 7 福知山市における森林経営管理事業の実績について（1） . . . P8
- 8 福知山市における森林経営管理事業の実績について（2） . . . P12, 13

1 福知山市における森林の現状

- ・福知山市の総面積55,254haのうち、41,859haが森林面積
- ・41,859haのうち、48%にあたる20,004haがスギやヒノキなどの人工林
- ・人工林のうち10年以内に施業をされた面積は1,730ha **市全体の約76%が森林**
- ・残りの18,274haの人工林の手入れの推進を行う **人工林のうち約8.6%**

(ha)

	人工林	天然林	その他	計
旧福知山市	8,218.33	9,505.77	610.41	18,334.51
旧三和町	3,108.31	4,198.34	196.91	7,503.56
旧夜久野町	5,247.95	2,925.46	239.55	8,412.96
旧大江町	3,429.80	3,884.12	294.32	7,608.24
福知山市 計	20,004.39	20,513.69	1,341.19	41,859.27

(参考)福知山市の宅地面積1,547.9ha

2 森林施業の必要性

- ・間伐の遅れにより林内が暗くなり下層植生が消失し、表土の流出が著しく水源かん養機能が低くなる。
- ・また幹も細くなってしまい、風雪にも弱くなってしまう。



真っ暗なヒノキ人工林



根が浮き上がったヒノキ人工林

- ・間伐を適切に行うことで、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂しているため、水源かん養機能や土砂流出防止機能が高くなる。
- ・また、幹が太く、生育が良くなり、風や雪にも折れにくくなる。
- ・下層植生が豊かになり、多様な生物の生息を維持できるようになる。

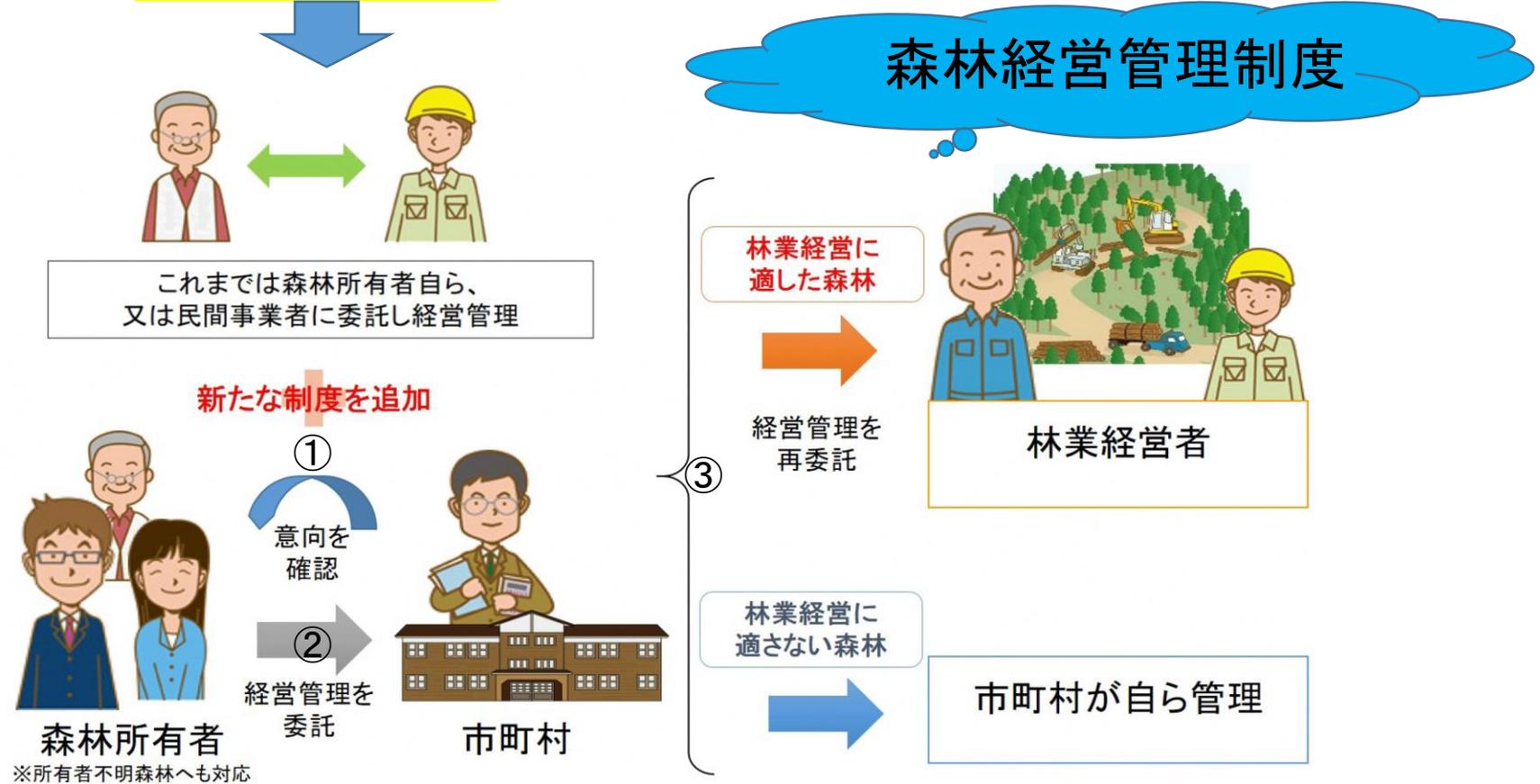


下層植生が豊かな人工林

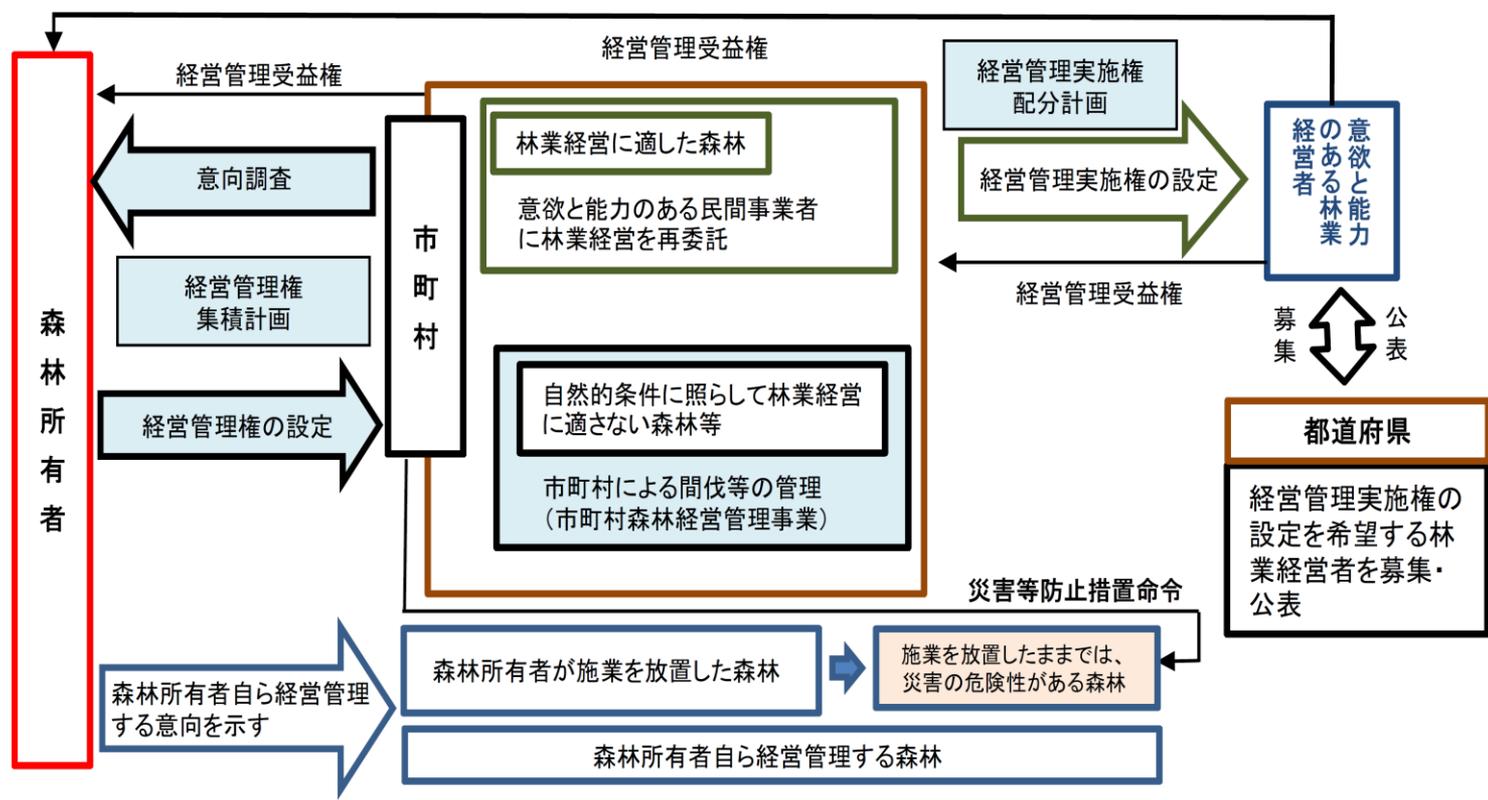
(出典) 林野庁HP

3 『森林経営管理法』について

- ・平成31年4月に「森林経営管理法」が施行された。
- ・法第3条に「森林所有者はその権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」と森林所有者の責務が義務化された。
- ・また法律第3条第2項に「市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする」となっている。

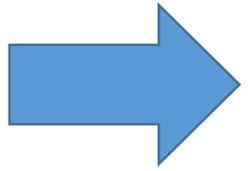


4 森林経営管理制度について



【課題】

- ・対象森林の境界不明
- ・対象森林の所有者不明
- ・対象森林所有者の所在不明



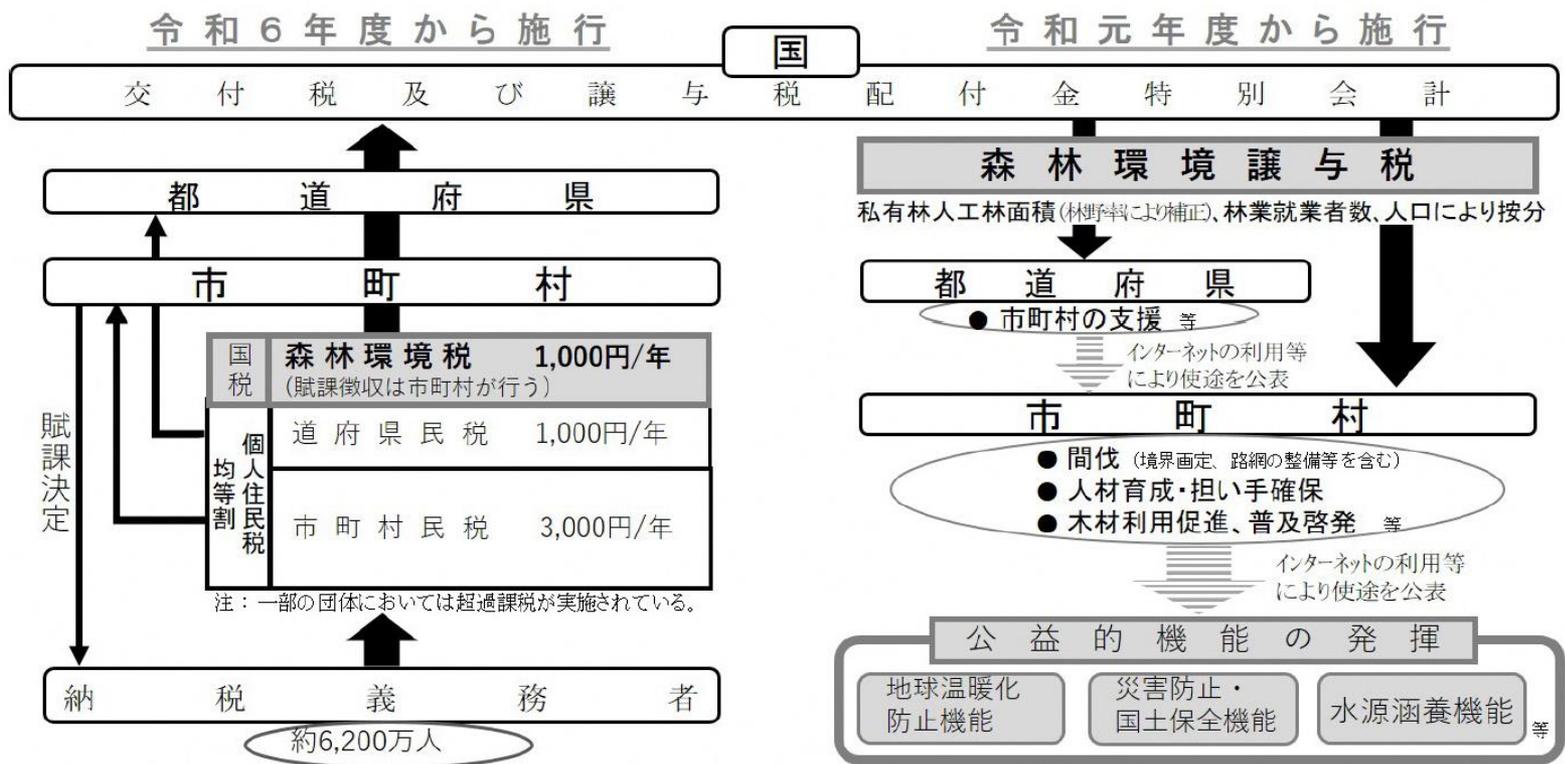
【解決に向けて】

- ・森林航空レーザ測量による境界明確化
- ・地元にある地図等提供の御協力
- ・地元の有識者の方の御協力

5 森林環境税、森林環境譲与税について

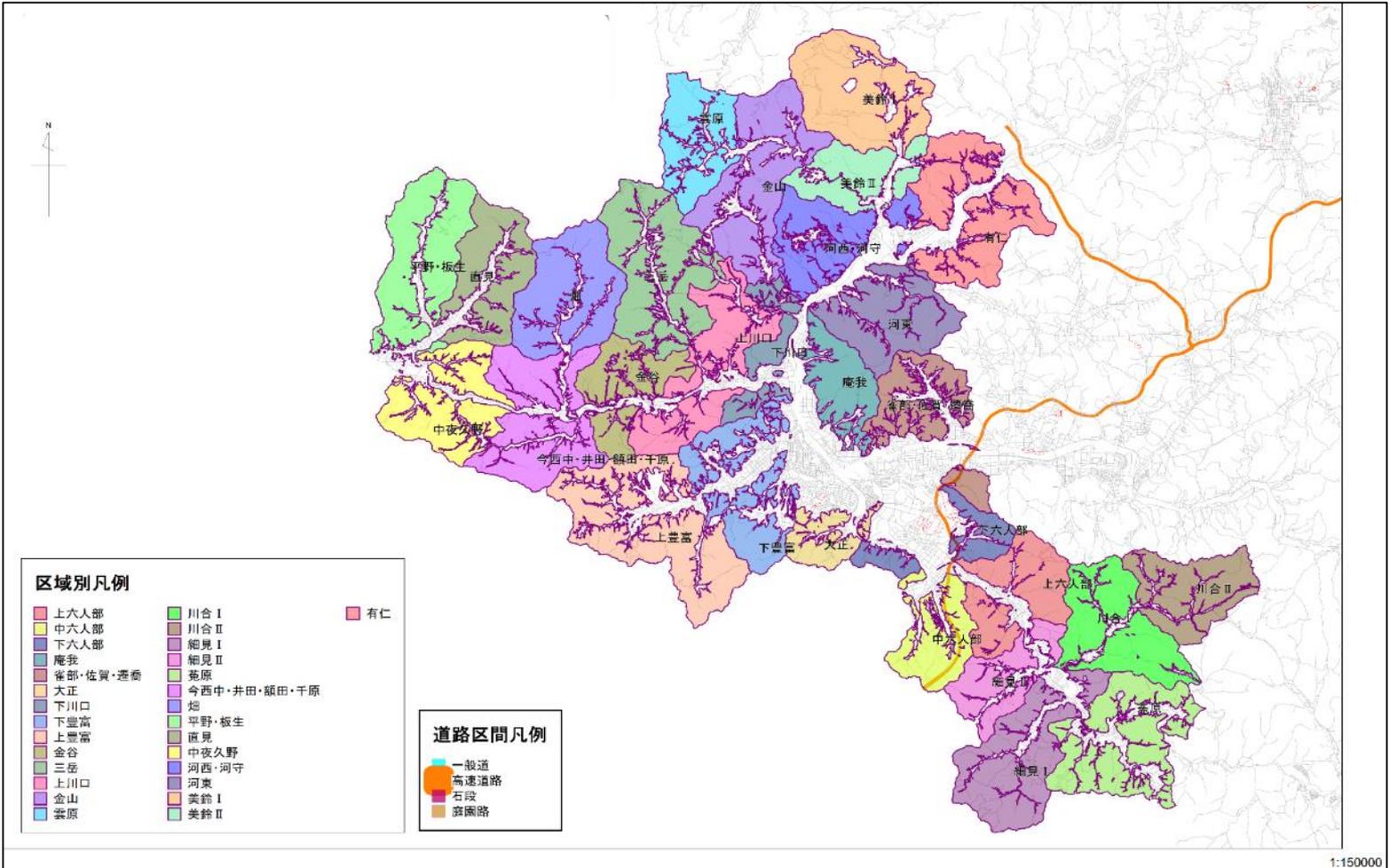
- ・平成31年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行された。
- ・森林環境税は「森林経営管理法を踏まえ、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため」創設された。
- ・このことから、森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



6 森林経営管理意向調査長期実施計画について

- ・森林経営管理制度における意向調査は市内の森林を最長15年程度で完了することを目安とされている。
- ・効率よく、速やかに意向調査を実施するために長期実施計画が必要である。
- ・福知山市では、市内の山林を29区域に分けた図面を使用し、優先順位を得点化し計画を作成予定
- ・この指標の1つに地元の協力の意向度を点数化し、計画に反映することとしている。



6 森林経営管理意向調査長期実施計画について

- 京都府が作成した「森林経営管理法に基づく森林経営管理ガイドライン」において、意向調査実施に係る優先順位の考え方を参考に決定する。

方針	優先順位の考え方
手入れ（間伐等）がされていない森林の解消	・「過去10年間施業履歴がない森林」が多い地区を優先
地域における木材供給量を拡大	・「人工林資源」がまとまって存在し（利用期にある人工林面積が多い）、路網整備が進んでいる地区を優先 ・森林経営計画認定地域に隣接する人工林が多いエリアを優先 ・民間事業者による施業の要望がある地区を優先
経営管理権の設定を促進	・地域の同意が得られやすい（不在所有者が少ない）地区を優先

平成31年3月京都府農林水産部林務課「森林経営管理法に基づく森林経営管理ガイドライン」より抜粋

- 右記の10項目を点数化し、合計点数が高い区域より意向調査を行うこととする。
- 今回の自治会長様へのアンケートにより「事業の進めやすさ」の項目を確認させていただく。

観点	内容	考え方
税の配分の公平性	人口	（多い区域を優先）
	私有林面積	（多い区域を優先）
森林整備の促進	対象面積率	（高い区域を優先）
林業事業者へ委託しやすさ	路網密度	（高い区域を優先）
事業の進めやすさ	資料の有無	（高い区域を優先）
	協力意向	（高い区域を優先）
農地と一体的な管理の促進	管理農地面積	（多い区域を優先）
災害防止	災害危険地区数	（多い区域を優先）
	浸水区域	（多い区域を優先）
	治水対策と一体的に	室・市寺及び河守・河西区域を優先

7 福知山市森林経営管理事業の実績について(1)

- ・ 福知山市では、令和元年度に観音寺地区において意向調査を実施した。
- ・ 観音寺の選定理由は、森林における地籍調査が完了しており、境界及び森林所有者が判明していたため、モデル的に意向調査を実施した。
- ・ 令和2年9月末時点で86名の森林所有者へ意向調査票を送付し、結果は以下のとおりである。

○面積等

森林面積	151.22ha
うち、人工林面積	44.89ha

○回答数等

観音寺地区人工林	86人	193筆
回答数	78人	178筆
未回答	8人	15筆
回答率	90.70%	92.23%

○回答者のうち、所有森林の意向別

自分で経営管理したい	2(1)人	3筆
既に他社に委託済みで引き続き委託したい	2人	5筆
市に任せることを検討したい	59人	134筆
その他	7人	15筆
この設問に対して記載なし	8人	21筆
回答のうち市に任せる率	75.64%	75.28%
回答のうち市に任せる率+その他+記載なし	94.87%	95.51%

【参考】森林経営管理意向調査票の内容

所有森林に関する意向調査

こちらは福知山市役所農林業振興課です。

福知山市では、現在、市内の森林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、市内に森林を有する森林所有者の皆様、今後の所有森林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、市による経営管理権の設定（詳細は裏面及び別紙を参照）などについて検討していくこととしています。

今回、〇〇地区の森林所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。お手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、〇月〇〇日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようよろしくお願いいたします。

連絡先の確認のため、下記の住所・氏名の御確認及び連絡先の御記入をお願いします。

住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

それでは、所有森林について伺います。

◎ あなたの所有する森林のうち今回意向等を伺う森林（以下「対象森林」とします） 1

所在・地番	林種	面積（㎡）
〇〇〇 △△番地	人工林	1,000
〇〇〇 ■■番地	人工林	300

※以降の問いに対しては、当てはまる番号1つに丸をしてください。

問1 本調査については、登記簿をもとに送付していますが、上表の森林について、お伺いします。

- 上記の森林は自分の所有で間違いない。（問2～）
- 上記の森林は自分の所有ではない。（問1-2～）
- 上記の森林を自分が所有していることを知らなかった。（問2～）
- 上記の森林が自分の所有かどうかわからない。（問2～）

問1-2 もし、森林所有者がお分かりでしたらお知らせください。

氏名： _____

住所： _____

裏面へ

問2 現在の対象森林の管理や手入れの状況について
対象森林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- 日常的な管理（見回り）や整備を自分で行っている。
- 日常的な管理（見回り）は自分で行っているが、整備（間伐などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。
- 日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの人（あるいは団体）に委託している。
- 日常的とはいえないが、3年以内に管理（見回り）や整備（間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団体）が行った。
 - 特に管理も整備もしていない。
 - その他（ ）

問3 対象森林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？
分かる範囲でお答え下さい。

- 整備をした（内容（わかる範囲で）： _____（例：△年△月に間伐））
- 整備をしていない
- わからない
- その他（ ）

◎ 平成31年4月に施行された「森林経営管理法」では、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい森林について、森林所有者の方と市が相談して今後の森林管理の方針を定めた上で、森林所有者の方が市に経営や管理を委託できる（「経営管理権」を設定する）法律です。（森林の所有権は引き続き森林所有者の方が持ちます。）
経営管理権が設定された森林について、市は、自ら管理するか、林業を行う事業者などに経営や管理を再委託する（「経営管理実施権」を設定する）こととなります。
対象森林を市や林業を行う事業者が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールのとおり、利益の一部が森林所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）
この制度の利用を御検討する方は、次の問4で④を選択してください。

問4 対象森林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか？

- 自分で経営や管理をしていきたい。（今後の施業予定： _____）
- 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先： _____）
- 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： _____）
- 市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- その他（ _____）

問5 （問4で④と選択された方のみ）

もし、市に経営や管理を任せる状況になった場合、施業方法に希望はありますか？

- 希望はなく、任せる
- 主伐・再造林を希望する
- 間伐を希望する
- わからない
- その他（ _____）

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れていただき、投函をお願いします。（切手不要）

※ 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象森林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において市に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、市が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。

[参考] 森林経営管理集積計画の内容(抜粋)

経営管理権集積計画(記載例)

1 個別事項

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65	2019.4.1	20年(2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上		
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上		
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65					
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55					
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30					
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64					
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58					
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41					
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	㊟	
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	㊟	
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	㊟	
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) ●●市長 ●●●● 印

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住所(同上) ●● 印

【参考】森林経営管理集積計画の内容(抜粋)

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

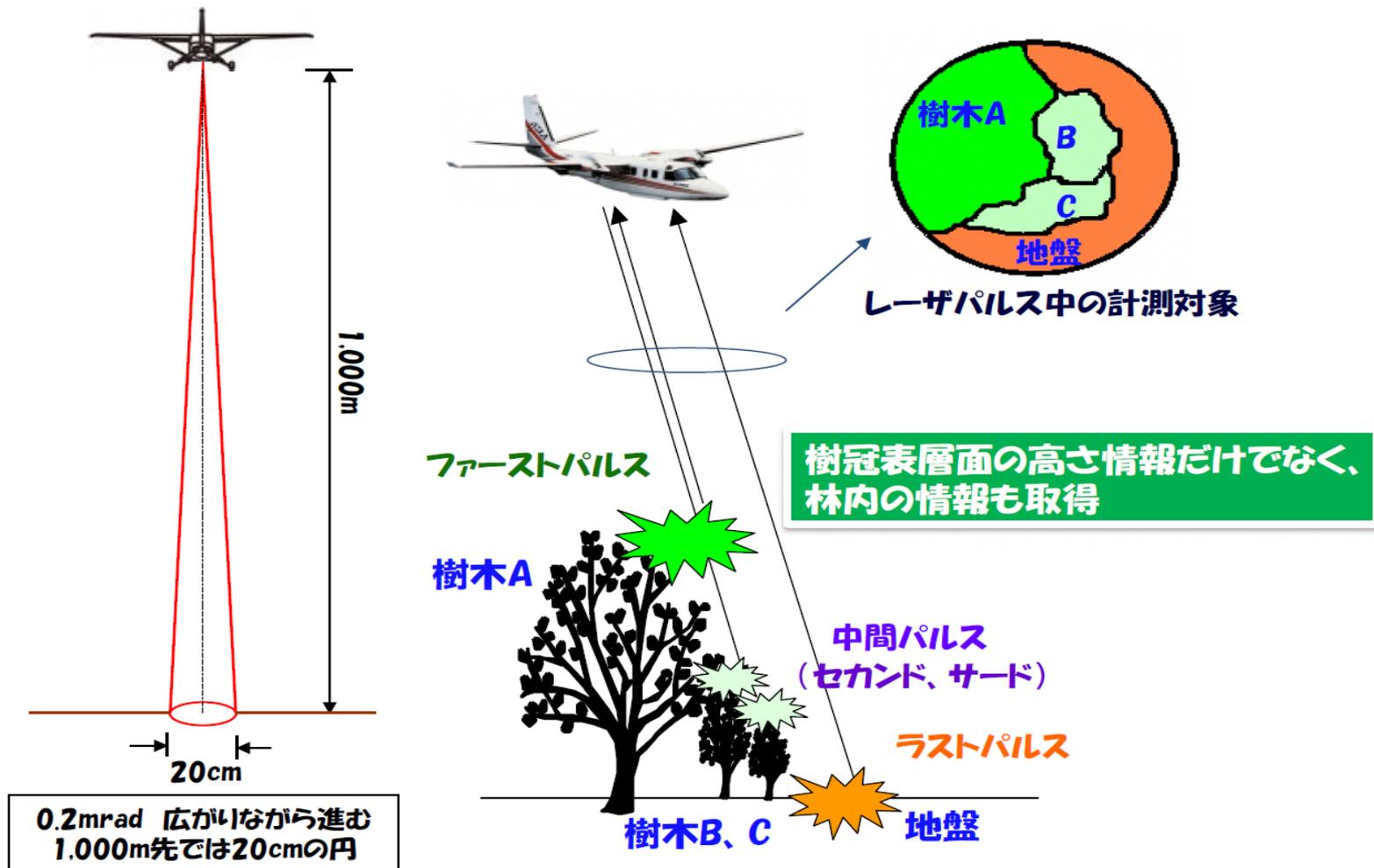
対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合 パターン①></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定される場合 パターン②></p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000~3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	123	12	16	
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
	●●市▲▲	210	24	1	
②	所在	地番	林班	小班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	123	12	18	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

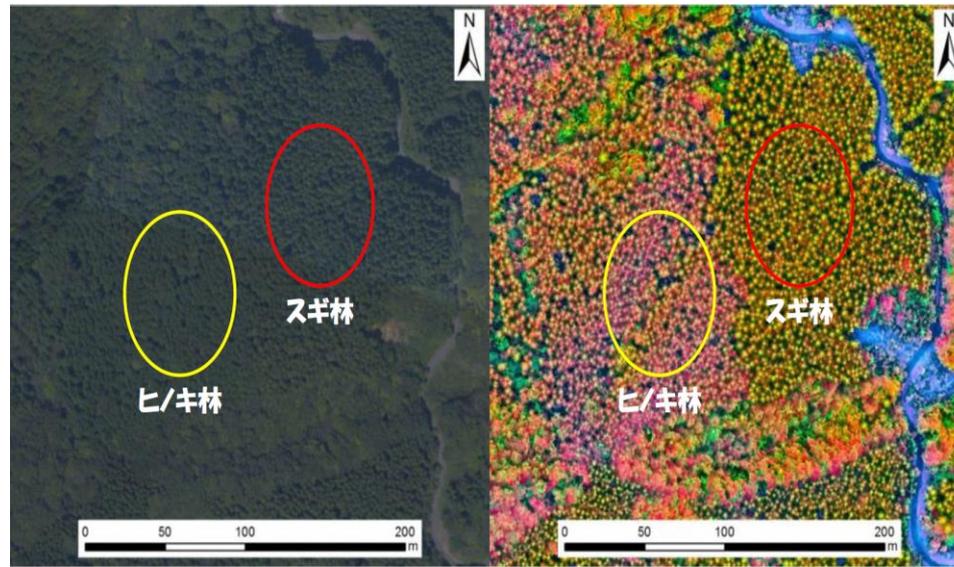
対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。</p> <p>○ 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	●●市●●	123	12	16	
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
	●●市▲▲	210	24	1	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	●●市●●	123	12	18	

8 福知山市森林経営管理事業の実績について(2)

- ・ 令和2年度は、室・市寺地区において森林航空レーザ測量による境界明確化業務を実施している。
- ・ 室・市寺地区については、治水対策の一環として弘法川上流部において森林整備を実施し、保水力を高めることを目的に選定した。

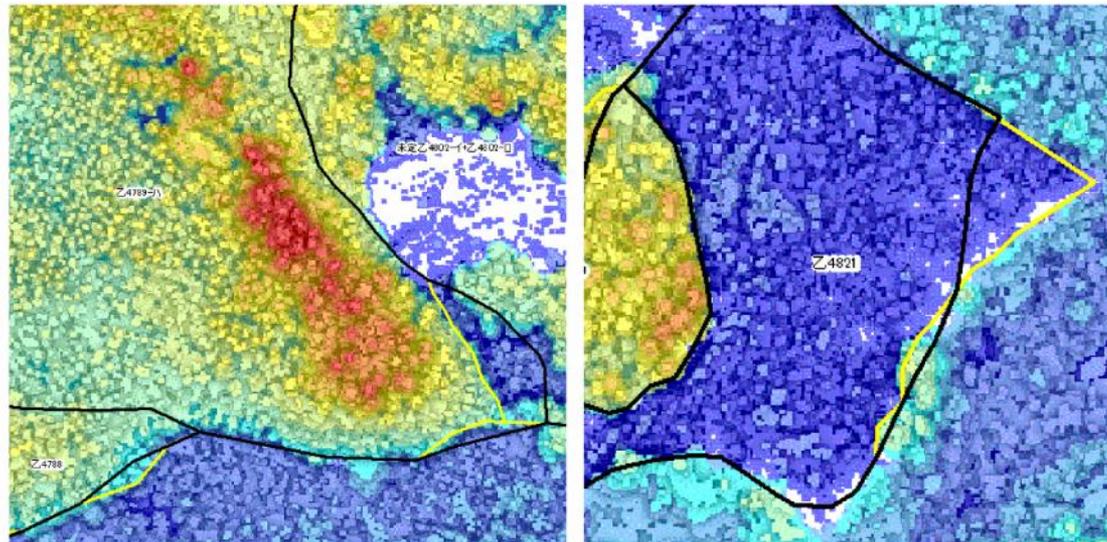


8 福知山市森林経営管理事業の実績について(2)



オルソ画像

レーザー林相図



— 修正前
— 修正後

9 おわりに

- ・ 本日の説明を聞いていただいたうえで既に配布しておりますアンケートにお答えいただきますようお願いいたします。
- ・ アンケートの締め切りは11月13日（金）としておりますので、地元の皆様と相談していただき、御提出していただくことも可能です。
- ・ また、本制度に関する出前講座を実施しています。
10名以上の構成員からなる団体であれば、説明にお伺いしますので、ご希望の方はご相談ください。



ご清聴ありがとうございました